特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
61	妊婦のための支援給付・伴走型相談支援（妊婦等包括相談支援事業）に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、妊婦のための支援給付・伴走型相談支援（妊婦等包括相談支援事業）における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	本評価書は、令和9年2月のシステム更改後の妊婦のための支援給付・伴走型相談支援（妊婦等包括相談支援事業）に関する事務について記載している。

評価実施機関名

横浜市長

公表日

令和8年10月26日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	妊婦のための支援給付・伴走型相談支援（妊婦等包括相談支援事業）に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法（平成24年8月法律第65号）第8条において、子ども・子育て支援給付の種類として「妊婦のための支援給付」が規定されており、同法第10条の12に基づき、市町村は妊婦給付認定者に対し妊婦支援給付金を支給するものとされている。また、同法第10条の3において、妊婦のための支援給付の実施にあたっては、地域子ども・子育て支援事業として実施される妊婦等包括相談支援事業等との緊密な連携を図るものとされている。横浜市は、対象となる妊婦等からの申請や届出を受け、給付金の支給を行うとともに、一体的に実施される相談支援の状況を管理する。 当該事務では、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 〇情報提供ネットワークシステム（中間サーバー）を使用した情報連携事務 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年５月法律第27号。以下、「番号法」とする。）第19条第８号による特定個人情報の提供及び照会に備え、国（デジタル庁）の定めたデータ標準項目について、団体内統合宛名システムを使用し、中間サーバーへのデータ連携（アップロード）を行う。 〇妊婦のための支援給付の支給に関する情報の管理（特定個人情報番号109） 当該事務を行うにあたって必要となる、妊婦給付認定に関する情報、支給決定日、支給額、および振込口座情報等の給付金の支給に係る管理情報について適切に管理する。 〇地域子ども・子育て支援事業（妊婦等包括相談支援事業）の実施に関する情報の管理（特定個人情報番号110） 当該事務を行うにあたって必要となる、伴走型相談支援等における保健師等による面談の実施状況やアンケートの回答結果、相談対応履歴等の相談支援に係る管理情報について適切に管理する。
③システムの名称	母子保健システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
妊婦のための支援給付支給状況ファイル 妊婦等包括相談支援事業ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項　別表の127の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表80の項、95の項 ・利用特定個人情報の提供に関する命令第38条の3 【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表95の項 ・利用特定個人情報の提供に関する命令第38条の3	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども青少年局こども福祉保健部地域子育て支援課
②所属長の役職名	地域子育て支援課親子保健担当課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882 鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680 神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021 西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321 中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121 南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 保土ケ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ケ谷区川辺町2-9 045-334-6221 旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ケ峰1-4-12 045-954-6023 磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335 金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721 港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221 緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220 青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ケ尾町31-4 045-978-2221 都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ケ崎中央32-1 045-948-2222 戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321 栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335 瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ッ橋町190 045-367-5635

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども青少年局こども福祉保健部地域子育て支援課 神奈川県横浜市中区本町6-50-10　TEL:045-671-2455

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去１年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　基礎項目評価書　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[]接続しない（入手）**	**[]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	**[]人手を介在させる作業はない**	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・システムの端末の画面は来庁者の目に触れないよう設置する。また、端末の画面に保護シートを付け、第三者が閲覧できないようにする。 ・入力内容については、ダブルチェックを徹底している。 ・端末から個人情報を持ち出す際には、専用のUSBメモリーを使用している。なお、USBメモリーにはPWを設定した上で使用している。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［ ○ ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システム利用端末へのアクセスが可能な職員は、顔認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。 また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。 これらの対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	